

7 建第 718 号
令和 7 年 3 月 17 日

(公社) 長野県宅地建物取引業協会中信支部
支部長 角 幸次 様

大町市長 牛 越 徹
(公印省略)

景観計画における建築等の規制の周知について (依頼)

日頃より、市の都市計画行政に対してご協力を賜り、大変感謝申し上げます。

さて、大町市においては、景観法に基づく「大町市景観計画」を 3 月 2 日に策定し、4 月 1 日より運用を開始します。

これまでは長野県景観育成計画により景観の保全が図られてきましたが、市独自の計画への移行に伴い、よりきめ細やかな保全を図っていきます。

市独自の計画への移行により、下記の点が主な変更点となりますので、会員の皆様へご周知いただきますようお願いいたします。

記

・重点地域の拡大

県計画では重点地域の指定は 1 路線の沿道のみでしたが、市計画では 12 路線の沿道に加え、4 区域が重点地域に指定されます。届出が必要となる範囲が大幅に拡大されますので、ご注意ください。

・眺望点の追加

県計画では、市内で 1 か所のみの指定でしたが、市計画では 14 か所を指定します。
※詳しくは、市 H P 又は担当までお問い合わせください。

以上



届出の手続 QR



眺望点 QR

大町市役所 建設水道部建設課計画係
担当 多田 晴彦
〒398-8601 長野県大町市大町 3887
Tel 0261 - 22 - 0420
Fax 0261 - 23 - 5188
Mail kensetsu@city.omachi.nagano.jp